

住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和5年3月14日受付、令和5年5月8日決定)

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和5年3月14日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和5年3月28日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当該審査会」といいます。）の特定の委員3人（以下「当該委員」といいます。）に対して支出した、答申の作成に係る報酬のうち令和4年3月から令和4年9月までの支給分（以下「本件報酬」といいます。）が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

総務局及び市民局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 4 月 18 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、同日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第 4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙 3 及び別紙 4 のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 当該審査会の設置と当該委員への委嘱等について

当該審査会は、横浜市長の附属機関です。附属機関は、法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、法律又は条例の定めるところにより置くことができると定められています。当該審査会を置くことについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。本件報酬に係る期間に施行されているものとします。）第 22 条に規定されており、当該審査会は条例により設置されていることが認められます。

また、当該審査会は横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 22 条に基づき横浜市長が任命する委員をもって組織するとされており、本件報酬に係る全ての答申作成が行われた期間について、当該委員は、当該審査会の委員として横浜市長から委嘱を受けていることが認められます。さらに、当該委員はそれぞれ、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成 12 年 6 月横浜市規則第 120 号）第 5 条第 1 項に基づき、当該審査会の会長から特定の部会の部会長に指名されていることが認められます。

なお、当該審査会の委員の身分は、附属機関の委員であることから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号により、非常勤特別職の地方公務員であると定められています。

<p>地方自治法（抜粋）</p> <p>第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>
<p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）※平成 30 年 3 月 5 日施行（横浜市情報公開・個人情報保護審査会の設置等）</p> <p>第 22 条 第 19 条及び個人情報保護条例第 53 条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関の諮問に応じて調査審議するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3 審査会は、市長が任命する委員 9 人以内をもって組織する。</p> <p>4 審査会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>6 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p>
<p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則（抜粋）</p> <p>（部会）</p> <p>第 5 条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。</p> <p>（第 2 項省略）</p>
<p>地方公務員法（抜粋）</p> <p>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（第 1 号及び第 1 号の 2 省略）</p> <p>（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>（第 2 号の 2 以下省略）</p>

(2) 当該委員に支払う報酬について

非常勤特別職職員の報酬は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 31 号）に定められており、当該審査会の委員は第 2 条第 24 号に該当し、その報酬の額は第 3 条第 2 項により、日額 49,000 円又は月額 884,000 円を超えない範囲内で任命権者が定めるとされています。

市民局によれば、この規定を踏まえて、当該審査会における部会長の報酬は、日額 35,000 円と定められているとのことです。

また、日額で支給される報酬については、「「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定 及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和 2 年 4 月 1 日総行第 5229 号）」（以下「総務局通知」といいます。）によると、「原則は、会議開催・出席日を以て報酬を支払っていますが、「会議開催日以外でも委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」については、報酬の支払い対象となる場合があります。会議開催日以外の役務を報酬の支払い対象とする場合は、総務局労務課に協議」することとされています。

総務局によれば、当該審査会の答申の作成に係る報酬の支給について、令和 2 年 5 月に市民局から相談を受け、審査会等への出席をもって報酬の対象とするのが原則であるものの、答申作成等に関連した報酬の支払は、会議出席と同等の役務の提供があり、かつ客観的に勤務したことが判断できる日は支払の対象になりうるとし、所管課で対外的な説明ができる場合には、支払の対象となる場合がある旨を、総務局人事部労務課から回答したとのことです。

また、市民局によれば、部会長による答申の作成は、支払の対象となる場合として示された、会議出席と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合に該当すると判断しているとのことです。そのため、会議への出席も、会議外での横浜市のための役務の提供も、それぞれ報酬の対象としているとのことです。なお、報酬は日額であることから、同日に複数の答申の作成に係る役務を提供した場合であっても、支払う報酬は 1 日分となるとのことです。

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）
（職員の範囲）

第 2 条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償の支給を受ける特別職職員は、次の各号に掲げる者とする。

（第 1 号から第 23 号まで省略）

(24) 前各号以外の非常勤の職員
(報酬の額)

第3条 前条第1号から第23号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。

2 前条第24号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、日額49,000円又は月額884,000円を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい特別の事情があると認められる職にある者の報酬の額は、任命権者が市長と協議して定める。

(3) 本件報酬について

市民局によれば、本件報酬は令和4年3月17日に提出された答申第2708号から同年10月6日に提出された答申第2957号までの計252件の答申の作成に係るものとのことです。

また、答申を確定させることについて部会長である当該委員に一任することを他の委員に諮り、了承を得た上で部会としての審議は終了させているとのことです。そして、当該委員に一任された際には、市民局が修正案を作成した後、電子メールにより当該委員に送付し、当該委員から電話又は電子メールで修正の指示等を受けているとのことです。市民局によれば、この指示等は、252件全ての答申の作成に関して行われているとのことで、うち240件については電子メールによる修正の指示等が行われていることが認められます。また、残りの12件についても、市民局によれば、電話等により修正の指示等を受けているとのことで、それに基づき、当該委員による答申の確定日を記載した資料を作成していたことが認められます。

なお、市民局によれば、答申の確定は部会長として行う役務であり、部会長以外の当該審査会の会長及び委員の役務として行うことはないとのことです。そのため、答申作成に係る報酬は、部会長の報酬である日額35,000円としているとのことです。

(4) 当該委員への本件報酬の支給について

報酬の支給に当たり、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「市会計規則」といいます。）に基づき、事前に執行伺が必要となるところ、市民局にて令和3年度の審査会答申作成報酬に係る執行伺が令和3年3月29日に、令和4年度の審査会答申作成報酬に係る執行伺が令和4年3月28日に決裁されていることが認められます。

また、市民局によれば、答申作成に係る報酬は月の初日から末日までの間の勤務の日

数に応じて、翌月 15 日（閉庁日の場合はその前の開庁日）に支給するとしているとのことです。本件報酬については、令和 4 年 4 月 15 日、5 月 13 日、7 月 15 日、8 月 15 日、9 月 15 日及び 10 月 14 日に支給されており、これらの 6 件の支出は、市会計規則に沿って手続が適切に行われていることが認められます。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

本件請求において請求人は、当該委員への本件報酬について、「市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。」、「答申書作成は委員報酬に組入れられていると解する。別に答申作成料の支給は、重複なものであり不当である。」と主張しています。

部会長については、上記 2 (2) のとおり、日額で支給される報酬が定められています。また、上記 2 (2) のとおり、総務局通知において、総務局人事部労務課との協議を経た上で、「会議開催日以外でも委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」について日額で支給される報酬を支払うことができるとされています。そして、当該委員への本件報酬の支給については、令和 2 年 5 月、市民局の相談及び総務局人事部労務課の回答があったことにより、総務局通知に基づいた協議が適切に行われ、以後これに基づく支給がされていることが認められます。また、上記 2 (3) のとおり、当該委員は答申の作成のための役務を提供しており、かついずれの役務も電子メールのやり取り又は役務が提供された日の記録から客観的に勤務していることが認められます。このことから、当該委員への本件報酬については、日額で支給される部会長の報酬の額を支払うことについて、根拠があるものと認められます。

なお、上記 2 (2) のとおり、会議への出席と、答申の作成はいずれも報酬の支給の対象となる役務の提供であり、当該委員が部会長としての役務の提供を行った日について日額 35,000 円を支払うことは、重複した報酬の支給とは認められません。

そして、上記 2 (4) のとおり、当該委員への本件報酬の支出手続については、いずれも関連規定に基づき適切に行われているものと認められます。

4 結論

以上のことから、当該委員に対して支出した本件報酬が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 判断の根拠とした書類

(1) 総務局提出分

見解書（総務局部分）

(2) 市民局提出分

ア 見解書（市民局部分）

イ 住民監査請求に係る質問への回答

ウ 次の起案文書

起案日	文書番号	件名
令和2年5月8日	市市情第166号	横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員（第11期）の委嘱について
令和3年3月17日	市市情第2222号	令和3年度情報公開・個人情報保護審査会開催に伴う経費について
令和4年3月23日	市市情第3753号	令和4年度情報公開・個人情報保護審査会開催に伴う経費について
令和4年3月23日	市市情第3755号	20220415-990421-支出命令-1-017401-0103（R03年度審査会答申作成報酬3月分）
令和4年4月27日	市市情第295号	20220513-990421-支出命令-1-001223-0103（R04年度審査会答申作成報酬4月分）
令和4年5月24日	市市情第529号	横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員（第12期）の委嘱について
令和4年6月30日	市市情第775号	20220715-990421-支出命令-1-004166-0103（R04年度審査会答申作成報酬6月分）
令和4年7月26日	市市情第943号	20220815-990421-支出命令-1-005388-0103（R04年度審査会答申作成報酬7月分）
令和4年8月24日	市市情第1148号	20220915-990421-支出命令-1-006202-0103（R04年度審査会答申作成報酬8月分）
令和4年9月29日	市市情第1384号	20221014-990421-支出命令-1-007314-0103（R04年度審査会答申作成報酬9月分）

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）

令和5年3月9日

横浜市監査委員御中

請求人

住所

氏名

連絡先

職員に関する措置請求の要旨

1 事案名

横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長及び部会長に対する答申作成料の支給に関するもの

2 監査請求の趣旨

市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。

下記の4名は横浜市に対し、連帯して、答申作成報酬金59万5千円を支払うとの措置及び関係した職員の厳正な処分を求める。

(1) 損害賠償をすべき横浜市職員

市民情報課課長

根拠法令 地方自治法242条の2第1項第4号

(2) 不当利得返還をすべき横浜市附属機関構成員

ア 横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長

イ 横浜市情報公開・個人情報保護審査会部会長

ウ 横浜市情報公開・個人情報保護審査会部会長

根拠法令 民法第703条

3 監査請求の対象となる機関

横浜市市民局

4 監査請求の対象となる財務会計行為

総務局に届出して承認された審査会委員報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

5 上記の行為が違法・不当である理由

地方自治法第242条第1項の規定に基づく別紙事実証明書のとおり

6 結語

会長、部会長には委員報酬として、委員より5千円多い、日額3万5千円が支払われていた。審査会の設置は、諮問に基づき市長への答申書を作成し具申するのが職務であり委員報酬に組み入れられている。

別に答申作成料の支給は、重複であり不当である。

事実証明書

第1 監査請求の原因

1 当事者のこと

- (1) 市民情報室長 [] (以下「[]」という。) 執行機関の市長から横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の事務庶務にかかる委任を受けている。経営責任職として運営職員の管理監督を行う責務がある。
- (2) 市民情報課課長 [] (以下「[]」という。) 審査会の実務運営の責任者である。違法、不当な本事案の承認、決裁者である。
- (3) 審査会構成員 [] (以下「[]」という。)は平成16年7月から構成員となり、平成28年7月から会長兼部会長を務めている。
- (4) 審査会構成員 [] (以下「[]」という。)は平成20年7月から構成員となり、部会長を務めている。
- (5) 審査会構成員 [] (以下「[]」という。)は平成28年7月から構成員となり、部会長を務めている。
(3)から(5)の構成員は、非常勤特別職(地方公務員法第3条第3項第2号)として市長により委嘱を受けたものである。

2 本件に至る経過の概要

(1) 審査会のこと

- ア 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月25日)(以下「条例」という。)第22条に基づき設置された市長の附属期間である。
- イ 実施機関が行った情報公開や個人情報の本人開示請求に係る開示決定等に対して開示請求人が不服を申し立てた審査請求についての諮問並びに情報公開に関する事項についての諮問に応じて調査審議し、その結果を当該実施機関に答申をする。
- ウ 本件措置請求にかかる答申作成にあつては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき事件記録として審査請求書、開示決定をした実施機関である処分担当課の弁明書とそれに対する審査請求人の反論書及び審査会に対する意見書等をもとに、市長に具申するものである。

3 財務会計上の違法性、不当性のこと

- (1) 市民局は、総務局に届出して承認された審査会委員報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

- (2) 違法、不当な支給にあっては、令和2年2月には所得税法の支払報酬勘定の原稿料を謝金として支払っていたものを令和4年4月には給料に相当する報酬に組み換え支給した。
- (3) (2)の組み換えで、源泉徴収額が割高になり、謝金額20,000円に15,000円を上積みし、令和4年度では報酬額35,000円にした。
この報酬額は、総務局で認定された委員報酬と同額である。
- (4) 原稿料としての謝金の源泉徴収税額(10.21%)2,042円差引振込額17,958円であったところ、報酬額を35,000円にして源泉徴収税額(給与所得の日額表・乙欄)12,812円差引振込額22,188円に上積みしている。
- (5) 審査会は9人の構成員による合議制であるが5つの部会を設けて、おのおの部会長を含め3名の構成員にして、最低の定足数を満たさせている。
- (6) 令和3年度上期までは部会として3箇、下期からは4箇の部会に増し、更に制度運営調査部会なるものを含めて、5箇の部会としている。
- (7) そして部会長だけに答申作成料なるものを支給している。
- (8) 住民監査請求(横浜市職員措置請求書)令和5年2月16日受付受付番号64号の横浜市個人情報保護審議会会長への答申料作成の不当支給については、答申1件に対して支給していたが、審査会における5箇の部会の対象答申は、例月の部会開催日当たりの複数の件数を一まとめにして、それを一件の答申として扱い謝金として或いは報酬として算定している。
- (9) 例月で複数回の開催日があった場合は、答申作成の報酬算定に当たっては、答申作成日なるものを設け、答申決定日の開催の次の審査会(部会)開催日と同一にして、月締めで合算して支給している。
- (10) これの意味することは、答申作成料とは言いながら、個別の答申作成そのものに対する労力をかけた原稿料ではなく、部会開催日における答申作成を口実にした謝金、給料に相当する委員報酬を上乗せしているに過ぎない。

3 違法・不当である理由

- (1) 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条(調整及び報告)第1項の規定に基づき総務局行政マネジメント課が所管しており、横浜市附属機関は2023年1月20日現在124箇が設置され、審査会、審議会構成員は、おおよそ2,100名が委嘱されている。
審査会等の構成員の報酬は、同条第4項の規定のとおり「所管課から総務局と調整するものとする。」とあり行政、マネジメント課が

管理している。

監査請求対象の審査会は、会長及び部会長が1回の審査会開催するごとに日額35,000円、他は30,000円が委員報酬として支給することは総務局で認められている。

ところが、答申作成にかかる原稿料に相当する謝金、報酬としては、行政マネジメント課は不知とのことである。

そうすると、この支給の根拠、総務局での承認がないことになり、不当な支給は明らかである。

- (2) 請求人が審査会を所管している課に答申書、意見書に対する料金を支払っているかと問い合わせたところ、どことも原稿料としての謝金、報酬を支出していない。
- (3) 市民局が所管する横浜市情報公開・個人情報保護審査会の5箇の部会及び横浜市個人情報保護審議会の2箇だけが支出している
- (4) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第24項に区分されるが当該審査会の開催にあっては委員報酬が支払われている。

その中に審議会における答申が成果物として、その報酬を支払う、原稿料を支払う旨の記載はない。

- (5) 総務局行政・情報マネジメント課及び労務課が「附属機関・懇談会に関する手引き」等の改正及び附属機関委員の報酬支払の考え方について(通知) (総行第5229号令和2年4月1日)を区局総務担当課長名宛に発簡しているが、答申書、意見書、評価書等々の扱いの明記がない。
- (6) 他方 他の地方自治体の例規を調査すると附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準があり、明確に答申書等にかかる報酬が記載されている。

横浜市の例規制定における法制管理の欠陥と言える。

引用：桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準元々、附属機関委員報酬額は、最大でも1万5000円で審査会の会長、部会長の3万5千円 委員の3万円の半額であるが、その分、労力がかかる答申書作成料を市長が認める額を報酬としているものである。

引用：桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準

○桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準	平成26年1月21日 告示第22号
(趣旨)	
第1条 この告示は、桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成26年桑名市告示第21号、以下「指針」という。)第7条及び第12条の規定に基づき、附属機関(指針第2条第1項第1号に規定する機関をいう。以下同じ。)の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等(指針第2条第1項第2号に規定する会合をいう。以下同じ。)の参加者の謝礼及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。	
(基本方針)	
第2条 附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼の額(以下「報酬等」という。)は、その目的及び業務内容、委員又は参加者の選考趣旨及び役割、他市の状況等を勘案しながら適切に設定するものとする。	
2 報酬等は、社会経済情勢の変化、当該附属機関及び懇談会等の活動状況を踏まえ、その額が適正であるかどうかについて、適宜見直しを行わなければならない。	
(報酬の基準)	
第3条 附属機関の委員に支給する報酬の額は、桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年桑名市条例第11号、以下「報酬条例」という。)に定めるところによる。	
2 前項の報酬の額は、別表の基準に従い定める(以下「報酬額の決定」という。)ものとし、その際は、附属機関の区分について明確にしなければならない。	
3 報酬額の決定に際し、答申書、評価書などの書類を作成する附属機関の委員は、会長又はそれらと同等と認められる役職にある委員については、別表に示す支給額に市長が認める額を加算して報酬の額を定めることができる。	
4 報酬額の決定に際し、市長が特に必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず報酬の額を定めることができる。	

別表(第3条関係)

附属機関の区分		支給額の基準
区分1	法令に基づく審査請求に対し、裁決又は答申することが主たる役割であり、その審議に特に高い専門性が必要となるもの	日額 15,000円
区分2	諮問される案件に対し、答申や評価を行うことが主たる役割であり、その審議に高い専門性が必要となるもの	日額 10,000円
区分3	区分1、区分2に該当しないもの	日額 6,700円

横浜市例規において、答申書にかかる規定がないこと、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条第4項の謝金、報酬の加算について総務局との調整を行い、承認されておらず、この公金支出は違法であることは明らかである。

(6) 税法上の不当性のこと

ア 令和2年3月までは答申作成を謝金と称し、源泉徴収税額(10.21%)を徴収していた。

これは、まさに所得税上の原稿料に相当する。

根拠法令 所得税法 204、205、216

所得税基本通達 204-2、204-4、204-6、204-10

平元直法 6-1

復興財確法 8、9、10、28、31

答申作成謝金 起案用紙 所得税額

7. 支出方法

繰上り受取、決算及び会計規則第113条第2項第12号の規定により、支払調書により支出します。

8. 所得総額

所得額は第204条第1項第1号の規定及び同法第205条第1項第1号並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第13条及び同法第14条の規定により10.21%を課税控除します。

9. 所収資料

(1) 所収資料

(2) 参考資料

ア 租税規定

損益引当金積立の保額に関する条約(抜粋)

イ 所得税額計算規程

所得税法204条205条及び復興財源確保法第20条第2項

国税庁 原稿料等の源泉徴収義務

2-2 (2) 源泉徴収義務

第200条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 専横、さし絵、作曲、レコード吹き込み又はデザイン報酬、放送謝金、著作権(著作財産権を含む。)又は工業所有権の利用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
- 二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海客代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
- 三 社会保険料徴収徴収基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の規定により支払われる診察報酬
- 四 職業野球の選手、職業拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
- 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出(指揮、監督その他政令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に關する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受け るものを除く。)
- 六 キャンペーン、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして通算若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金
- 七 役務の提供を約することにより一時に原稿する契約金で政令で定めるもの
- 八 広告宣伝のための賞金又は局主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 九 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

引用データ

文書件名：20200313-990421-支出命令-1-019605-0801

(R01 年度審査会答申謝金 2 月分)

作成年度：令和元年／平成 31 年 文書番号：市市情第 1650 号

決裁完了年月日：令和 2 年 0 3 月 0 3 日

ここでは、部会の数は 3 箇である。

また、制度運営調査部会は既に存在していたが、そこでの答申作成は算定していない。

令和 2 年 9 月以降は報酬として算定しているが、その理由は不明。

イ 令和 2 年 9 月以降からは、答申作成料を報酬として扱った。

源泉徴収税額は給与所得者の月額表乙欄に基づき算定している。

支出命令 答申作成報酬 給与所得の源泉徴収税額表

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 月額表の適用区分

雇主が支払う毎月(日)の給付や賞与などから源泉徴収をする所得税及び労働者側所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」(以下これを「税額表」といいます。)を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄	
月額表 (1ページ)	(1) 月ごとに支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等	
	(2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの	乙 欄……その他の人に支払う給与等	
	(3) 月の定数倍の期間ごとに支払うもの		
日額表 (8ページ)	(1) 毎月支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等	
	(2) 週ごとに支払うもの		日額賞与を除きます。
	(3) 日割で支払うもの		
日雇賃金	日雇賃金	丙 欄	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (5ページ)	賞与 ただし、前月中に普通給付の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給付の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙 欄……その他の人に支払う賞与	

(注) 日雇賃金とは、日雇い入れられる人が、労働した日又は日割によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払われる「その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。」源泉徴収税額表(月額表及び日額表)の賞与の支払日から算出する賞与を算定する場合は、その2か月を超える賞与の算出に当たっては、その2か月のうち1か月に算入されません。

2 税額表の使い方

ウ 令和4年4月の状況

文書件名：20220513-990421-支出命令-1-001223-0103

(R04年度審査会答申作成報酬4月分)

作成年度：令和4年 文書番号：市市情第295号

決裁完了年月日：令和4年05月06日

答申作成報酬内訳となっている。

ここでは部会数4箇に制度運営調査部会も加えて5箇となった。

項目	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考
...
...
...
...

(7) 会長、部会長だけに支給されていること

ア 会長、部会長がする答申作成の労力の評価なのかである。

請求人の経験では、答申等の素案は、事務担当者 横浜市では市民情報課が下書きを用意し、それを2時間程度の審査会部会の3名の構成員が意見を出し、事務方が手直しをしてタタキ台を作り、審議結果を市民情報課が清書するのが通例かと思っている。

イ 現在は、新型コロナウイルス感染対策でWEBシステムでの審査会の開催である。

答申の審議は、事務方が素案、タタキ台なるものをカメラ越しに写し出し、口頭でその説明を加える程度と思料される。

注) WEBシステムの機能で画面共有があるが、その場合、構成員に課せられている守秘義務上の确实性に問題が出る。画面共有された答申文案や参考資料を構成員の端末でダウンロードし、弁護士の場合は、法律事務所での事務員、パライヤルに文案、資料を検討させたり、学者の場合は、学生等への個人情報、市役所の公務上の機密情報の流出のことである。

請求人が、議事録を調べたところ、令和2年6月以降は、会長、

部会長はじめ、全員がWEB会議システムを利用して審議をしていた。現在もWEB会議システムで審査している。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第55回会議議事録	
日 時	令和3年1月21日(木) 午後4時00分～午後5時40分
開催場所	市庁舎18階なみき13会議室
出席者	部会長 (WEB会議システムによる出席)、委員 (WEB会議システムによる出席)、委員 (WEB会議システムによる出席)
欠席者	なし
開催形態	非公開
議 題	1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第54回会議議事録の承認 2 行政文書の開示請求等に係る下服申立ての審議
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、WEB会議システムによる開催及び会議の非公開を確認した。</p> <p>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第54回会議議事録の承認</p> <p>2 行政文書の開示請求等に係る下服申立ての審議</p> <p>(1) 諮問第1955号ほか別紙の1の案件 (照会の回答についてのうち回答文ほか) について</p> <p>ア 答申の方向性を検討の上、引き続き、答申たたき台を検討した。</p> <p>イ 次回引き続き、答申たたき台を検討することとした。</p> <p>(2) 諮問第2141号ほか別紙の2の案件 (特定審査請求案件に係る起案文書ほか) について</p> <p>ア 答申の方向性を検討した。</p> <p>イ 次回、答申たたき台を検討することとした。</p>
特記事項	次回：令和3年2月18日(木) 市庁舎18階なみき13会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長

ウ 構成員には守秘義務化が課されており、他の討議事項を含めて2時間余りで答申を作成できるのか甚だ疑問である。

エ その観点から考えると、答申書作成の労力評価のあり方に問題がある。

そもそも答申作成の謝金、報酬を支払う根拠を失うものである。

第2 損害額

請求人が情報開示請求で入手した支出命令書から見なし算定すると以下のとおりである。

地方自治法第242条第2項に基づき請求年月の令和5年3月からの範囲における損害額。

令和4年3月から9月の見なし額（5月の開示物なし）

■	21万円
■	14万円
■	24万5千円
計	59万5千円

横浜市監査委員にあつては、地方自治法第199条第8項の規定に基づき監査対象局に対して令和4年3月から住民監査請求受付日までの関連する帳簿等の提出を求め、損害額の確定を願います。

答申作成支給金額（みなし額）

年月日	■	■	■	勘定科目	源泉徴収
令和2年2月	¥20,000		¥20,000	謝金支払手数料	10.21%
令和3年11月			¥35,000	報酬	日額・乙欄
令和3年12月		¥35,000		報酬	日額・乙欄
令和4年1月	¥35,000			報酬	日額・乙欄
令和4年2月	¥35,000	¥35,000	¥35,000	報酬	日額・乙欄
令和4年3月	¥70,000	¥35,000	¥35,000	報酬	日額・乙欄
令和4年4月	¥35,000	¥35,000	¥70,000	報酬	日額・乙欄
令和4年5月				報酬	日額・乙欄
令和4年6月			¥35,000	報酬	日額・乙欄
令和4年7月	¥35,000	¥35,000	¥35,000	報酬	日額・乙欄
令和4年8月		¥35,000		報酬	日額・乙欄
令和4年9月	¥70,000		¥70,000	報酬	日額・乙欄
不当支給額					
令和4年3月 から同年9月	¥210,000	¥140,000	¥245,000		

第3 結論

- 1 答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。
- 2 会長、部会長には委員報酬として、委員より5千円多い、日額3万5千

円が支払われていた。

審査会の設置は、諮問に基づき市長への答申書を作成し具申するのが職務であり、そもそも、答申書作成は委員報酬に組入れられていると解する。

別に答申作成料の支給は、重複なものであり不当である。

The screenshot shows the official website of the City of Yokohama. At the top, there is a header with the city logo and name in Japanese and English, along with utility icons for language selection and search. Below the header is a main navigation menu with categories like '暮らし・総合' (Living/General), '観光・イベント' (Tourism/Events), '事業者向け情報' (Information for Business), and '市の情報・計画' (City Information/Planning). A breadcrumb trail is visible, starting from '現在位置' (Current Location) and leading to '審査会の概要' (Overview of the Review Committee).

審査会の概要

最終更新日 2021年10月22日



横浜市情報公開・個人情報保護審査会

横浜市情報公開・個人情報保護審査会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（PDF：344KB）第22条の規定に基づき設置された市長の附属機関です。

その機能は、実施機関（市役、議員、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、選挙委員会及び所定審議評価委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人）からの、情報公開や個人情報の本人開示請求に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問並びに情報公開に関する事項についての諮問に応じて調査審議し、その結果を当該実施機関に答申します。（第22条第1項）

また、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べます。（第22条第2項）

調査審議のための、第一から第四部会及び制度運用調査部会の5つの部会（令和3年10月現在）を設置しています。（第23条）

見 解 書

令和5年4月18日

総務局

市民局

1 結論

本件監査請求の趣旨は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）の部会長への、答申の作成に関する計595,000円の報酬の支出（以下「本件支出」という。）につき、関係職員等が横浜市に支払うことを求めるものと思料しますが、次の理由から、本件請求は速やかに棄却されるべきものと考えます。

2 本件支出の根拠規定等（総務局）

監査請求人は、措置要求の要旨第4項及び事実証明書第1の、1つ目の第3項（1）において、答申の作成に報酬を支出する根拠規定が横浜市の例規にないため、本件支出は不当である旨主張しているの、以下この点について説明します。

附属機関の委員等の特別職の公務員の報酬額等については、条例で定めるべきこととされています（地方自治法第203条の2）。（資料1の1ページ）

審査会の委員の報酬は、「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）第2条第24号の「前各号以外の非常勤の職員」に該当し、「日額49,000円を超えない範囲内で任命権者が定める」額となります（報酬条例第3条第2項）。（資料1の2ページ）

審査会の委員の報酬について、審査会を設置する際に市民局市民情報室市民情報課（以下「市民情報課」という。）と総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）で合議の上、会長及び部会長の勤務1日当たりの報酬は35,000円と決めました。（資料2）

総務局で発出している、「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和2年4月1日総行第5229号）（資料3）、「附属機関・懇談会に関する手引」P10（資料4）及び「附属機関・懇談会に関する手引Q&A」P13（資料5）で、附属機関の会議への出席のほか、「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」も報酬の支払い対象となる場合があると解説しており、報酬を支払う場合は労務課に協議すべきと記載しています。

事実証明書第1の、2つ目の第3項（1）には、行政マネジメント課が不知で

あることをもって「総務局での承認がない」との主張がありますが、これは正しくありません。

審査会の会長について、「一任された委員長等が答申案を作成する場合」として報酬を支払うことについては、令和2年5月に市民情報課から、労務課が相談を受け、審査会等への出席をもって報酬の対象とするのが原則だが、答申作成等に関連した報酬の支払いは、会議出席と同等の役務の提供があり、かつ客観的に勤務したことが判断できる日は支払いの対象になりうるとし、所管課（市民情報課）で対外的な説明ができる場合には、支払いの対象となる場合がある旨を回答しています（資料6）。市民情報課との協議は以上であり、個々の支出に当たっては関与しておりません。

また、事実証明書第1の、2つ目の第3項（4）には、「報酬条例には答申作成の対価としての報酬が明記されていない」との指摘がありますが、報酬は役務提供の対価なので、委員が本市に対して役務を提供しており、そのことが客観的に判断できる日については、報酬の支払い対象となる場合があると、この通知、手引及び手引Q&Aで示したところです。

事実証明書第1の、2つ目の第3項（6）には、横浜市の例規に欠陥があるとの主張もありますが、横浜市は通知等の中で定め、一律の運用をしています。

3 本件支出の具体的説明（市民局）

本件支出は、令和4年3月17日付の答申第2708号から同年10月6日付の答申第2957号までの計252件の答申（資料7）の作成に係るものなので、以下支出の合理性について説明します。

(1) 審査会について

審査会は、情報公開に関する事項についての実施機関の諮問に応じて調査審議するため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第22条に基づき設置された附属機関です。（資料1の3ページ）

審査会は、9人の委員から構成され、それぞれ3人の委員で構成される5つの部会（第一部会、第二部会、第三部会及び第四部会並びに制度運用調査部会）に分かれて活動しています（同条例第23条）。（資料1の3ページ）制度運用調査部会は条例改正の方向性等制度自体に関わる案件等について、それ以外の部会は不開示決定等に対する審査請求の審理を担当しています。

(2) 答申決定までのプロセスについて

実施機関から諮問があると、原則としていずれかの部会で合議を進めていきます。答申の方向性、結論が固まった場合も、追記すべき事項や、表現上の細かい部分について各委員から指示ができるのが一般的です。このような場合には、再度部会を招集して確定させるのではなく、答申を確定させる

ことについては部会長に一任することを他の委員に諮り、了承を得た上で部会としての審議は終了させることで、審理の迅速化、効率化を図っています。(資料8)

なお、審査請求の審理の場合は、会議を非公開で行っており、議事録も概要しか記録していないため、一任されたことを示す文書は多くのケースで残っておりません。

(3) 報酬の支払いについて

一任を頂いた後、市民情報課で修正案を作成して部会長に電子メールで送付し、部会長からは、電話又は電子メールで、修正の指示や修正案で確定として差し支えない旨の確認等を頂いています。

この指示や確認は、会議以外の日に、市のために提供された労力です(提供の具体的な日付は、「答申作成日」として内訳書(監査請求書P7に引用されているもの)に記載)。これは、2に記載した手引Q&Aにいう「一任された委員長等が答申案の作成を行う場合」であり、労務課が支出可能な場合として示す「会議と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合」に該当すると判断し、本件支出にいたったものです。

2記載のとおり、委員の報酬は日額制なので、一の日に複数の答申の確認をした場合であっても、支払う報酬は一日分となります。答申数が252件あるのに、報酬が17日分なのはこのためです。

なお、各答申の作成日に、具体的に何時間労力を提供していただいたか等の証拠は存在しませんが、間違いなく労力の提供はいただいています。部会長へ一任されたケースにつき、市民情報課が部会長に独断で修正することがまかりとおれば、審査会の先生方との信頼関係は破綻し、審査会が維持できなくなりますので、部会長の労力の提供があったことは、経験則上も明らかといえます。

(4) まとめ

以上のとおり、答申を作成するに当たり、会議の場以外で各部会の部会長に御勤務いただいたことは明らかですから、本件支出は2に記載した根拠に基づいた支出であり、不当なものではありません。

なお、監査請求人は、事実証明書第1の1つ目の第3項(7)及び(10)において「部会長にだけ答申作成料が支給されて」おり、これは「報酬の上乗せに過ぎない」と主張していますが、各部会の一任に基づき確認等の役務を提供した部会長だけに、日額報酬を支出するのは当然のことです。

4 その他監査請求者の言及事項について(市民局)

(1) 措置要求の要旨第6項では、答申作成に係る報酬は重複支給である旨の

記載がありますが、会議への出席も、会議外での市のための役務の提供も、それぞれ報酬の対象となるものであり、重複支給には当たりません。

- (2) 事実証明書第1の1つ目の第3項(2)等には、かつては原稿料として支払っていたものを報酬に変更したとの記載がありますが、この変更は、答申案の作成は審査会委員としての業務なので、その対価は報酬として支払うのが適切との考えに基づくものです。

この変更を受け、「所得税基本通達28-7 委員手当等」(資料9)の「地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」との記載に基づき、税制上の扱いも適切に見直しております。

- (3) 事実証明書第1の2つ目の第3項(2)及び(3)には、他の附属機関では本件支出と同様の支出がないことを問題視する記載がありますが、「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」が報酬の支払い対象となり得る旨は2記載のとおりであり、現に答申作成のための役務の提供がなされている以上、他の附属機関の支出実績にかかわらず、本件支出が違法となることはないと考えます。

※公表に当たり、監査委員において個人名（監査委員名及び関係局の発言者名を除く。）を黒塗りしています。

別紙3

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日付：令和5年4月18日（火）

場所：横浜市監査委員会議室

午後2時13分開会

○藤野代表監査委員 それでは、附属機関の委員に対する報酬の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取を行います。

本日、請求人はWEB会議システムにより陳述されることから、会場にWEB会議用の機材を設置しているため、このような席の配置とさせていただきます。

また、本日の陳述会場内でのマスクの着用については、個人の判断に委ねることといたしますので、御承知おきください。

それでは、陳述に入る前に、写真撮影の希望がありましたので、請求人につきましては、パソコンの画面の写真撮影及びスクリーンショットのみ許可いたします。

写真撮影の時間を少々とります。よろしいでしょうか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、写真撮影をお願いします。

(写真撮影)

○請求人 はい、オーケーですよ。

○藤野代表監査委員 はい。

なお、以降は写真撮影等はできませんので、よろしくお願ひいたします。また、本日の会議においては録画・録音もできませんので、御承知おきください。

本日の進行は、代表監査委員である私、藤野が務めますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、他の監査委員を紹介させていただきます。高品委員です。

○高品監査委員 高品です。

○藤野代表監査委員 前田委員です。

○前田監査委員 前田でございます。

○藤野代表監査委員 松本委員です。

○松本監査委員 松本です。お願いします。

○藤野代表監査委員 今野委員です。

○今野監査委員 今野です。よろしくお願ひいたします。

○藤野代表監査委員 陳述に際していくつか御留意いただきたい点を申し上げます。

陳述される内容は、監査の資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。

また、本日聴取する陳述の記録は監査結果に添付して公表いたします。

陳述は、請求人、関係局の職員とも、それぞれおおむね1時間以内としております。なお、陳述人、関係局の職員からは質問はできません。

請求人の陳述する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内

容としてください。

請求人の陳述の聴取に引き続いて、関係局の職員による陳述の聴取を行います。請求人は、関係局の職員の陳述に対して、最後に意見表明を5分以内で行うことができます。ただし、質問することはできません。

そのほか、陳述の進行については監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施します。請求人は陳述をお願いします。どうぞ。

○■■■■請求人 陳述の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。今日は傍聴人の方は何名ぐらいおられますかね。

○藤野代表監査委員 傍聴人はゼロです。

○■■■■請求人 ゼロですね。はい、わかりました。

あと、監査委員の方々を紹介をいただいたんですが、監査対象局関係人がそちらにおられると思いますが、どなたが来られておられるのでしょうか。

○藤野代表監査委員 関係局の職員については、後ほど自己紹介させていただきます。

○■■■■請求人 はい。あと、今回、このオペレーションをやっている事務局の方はどなたがおられるんですか。

○藤野代表監査委員 これは陳述の聴取を行うということで、事務局職員につきましては、名前は申し上げるということはありません。

○■■■■請求人 はい、わかりました。

ただいまから、住民監査請求（横浜市職員措置請求書）について、陳述を行います。

職員に関する措置請求の要旨、1番、事案名、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長及び部会長に対する答申作成料の支給に関するもの。

2. 監査請求の趣旨、市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。

下記の4名は横浜市に対し、連帯して、答申作成報酬 金59万5,000円を支払うとの措置及び関係した職員の厳正な処分を求める。

(1) 損害賠償をするべき横浜市職員、市民情報課課長 ■■■■。根拠法令 地方自治法242条の2第1項第4号。

(2) 不当利得返還をするべき横浜市附属機関構成員、ア. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長 ■■■■、イ. 同部会長 ■■■■、ウ. 同部会長 ■■■■。根拠法令 民法第703条。

3. 監査請求の対象となる機関、横浜市市民局。

4. 監査請求の対象となる財務会計行為、総務局に届出して承認された審査会委員の報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

5. 上記行為が違法・不当である理由、地方自治法第242条第1項の規定に基づく別紙事

実証明書のとおりです。

6. 結語、会長、部会長には委員報酬として、委員より5,000円多い、日額3万5,000円が支払われていた。審査会の設置は、諮問に基づき市長への答申書を作成し具申するのが職務であり委員報酬に組み入れられている。にもかかわらず、別に答申作成料の支給は、重複であり不当である。

次に、事実証明書を朗読します。第1 監査請求の原因、1. 当事者のこと。

(1) 市民情報室室長 []、執行機関の市長から横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以降「審査会」といいます。）の事務庶務にかかる委任を受けている。

経営責任職として運営職員の管理監督を行う責務がある。

(2) 市民情報課課長 []（以下「[]」という。）、審査会の実務運営の責任者である。違法、不当な本事案の承認、決裁者である。

(3) 審査会構成員 []（以下「[]」といいます。）は平成16年7月から構成員となり、平成28年7月から会長兼部会長を務めています。

(4) 審査会構成員 []（以下「[]」といいます。）は平成20年7月から構成員となり、部会長を務めている。

(5) 審査会構成員 []（以下「[]」といいます。）は平成28年7月から構成員となり、部会長を務めている。

(3) から (5) の構成員は、非常勤特別職（地方公務員法第3条第3項第2号）として市長より委嘱を受けているものである。

2. 本件に至る過程の概要、審査会のこと。

ア. 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第22項に基づき設置された市長の附属機関である。「きかん（期間）」、字を間違えています。

イ. 実施機関が行った情報公開や個人情報の本人開示請求に係る開示決定等に対し、開示請求人が不服を申し立てた審査請求についての諮問及び情報公開に関する事項についての諮問に応じ調査審議をし、その結果を当該実施機関に答申をする。

ウ. 本件措置請求にかかる答申作成にあつては、行政不服審査法の規定に基づき事件記録として審査請求書、開示決定をした実施機関である処分担当課の弁明書とそれに対する審査請求人の反論書及び審査会に対する意見書等をもとに、市長に具申するものである。

3. 財務会計上の違法性、不当性のこと。

(1) 市民局は、総務局に届出して承認された審査会委員報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給したことである。

違法、不当な支給にあつては、令和2年2月には所得税法の支払報酬勘定の原稿料を謝金として支払っていたものを令和4年4月には給料に相当する報酬に組み換え支給した。

(3) (2) の組み換えで、源泉徴収額が割高になり、謝金額2万円に対して1万5,000円を上積みし、令和4年度では報酬額3万5,000円にした。この報酬額は、総務局で認定さ

れた委員報酬と同額である。

(4) 原稿料としての謝金の源泉徴収額 (10.21%) 2,042 円、差引振込額 1 万 7,958 円であったところ、報酬額を 3 万 5,000 円にして源泉徴収額、この場合は給与所得の日額表・乙欄、これを使用するんですが、それで 1 万 2,812 円を差し引かれ、振込額が 2 万 2,188 円に上積みをしていることである。

(5) 審査会は 9 人の構成員による合議制であるが 5 つの部会を設けて、おのおのの部会長を含め 3 名の構成員に対して最低の定足数を満たさせている。すなわち、この 3 名に 5 つの部会の答申としての成果物が報酬として払われているという形になります。

(6) 令和 3 年度上期までは部会として 3 箇、下期からは 4 箇の部会に増やし、更に制度運営調査部会なるものを含めて、5 箇の部会に増やしている。

(7) そして部会長だけに答申作成料なるものを支給している。

(8) 住民監査請求、令和 5 年 2 月 16 日受付、受付番号 64 号の横浜市個人情報保護審議会会長の答申作成料の不当支給については、答申 1 件に対して支給していたが、この審査会における 5 箇の部会の対象答申は、例月、毎月ですね、毎月の部会開催日当たりの複数の件数を一つにまとめて、それを一つの答申として扱い、謝金として、あるいは報酬として算定している。すなわち、一つひとつの答申のコンテンツを評価したものではなく、なぜか取りまとめて、あるときは 1 件があったり、あるときは 2 件、あるときは 3 件という、非常に曖昧な形で支払われているということをお願いいたします。

(9) 例月で複数回の開催日があった場合は、答申作成の報酬算定に当たっては、答申作成日なるものを設け、答申決定日の開催の次の審査会(部会)の開催日と同一にして、月締めで合算して支給している。今までは、謝金というか報償費で払っていたものを、今度は報酬という形で一まとめにして支給している、隠れみのになっているということです。

(10) これを意味することは、答申作成料とは言いながら、個別の答申作成そのものに対する労力をかけた原稿料ではなく、部会開催日における答申作成を口実にした謝金、給料に相当する委員報酬を上乗せしているにすぎないというふうに私は感じております。

3. 違法・不当である理由、(1) 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき総務局行政マネジメント課がこれを所管しておりますが、横浜市附属機関は 2023 年 1 月 20 日現在 124 箇が設置され、審査会、審議会等の構成員は、おおよそ 2,100 名が委嘱されている。

審査会等の構成員の報酬は、同条第 4 項の規定のとおり「所管課から総務局と調整するもの」とあり、行政マネジメント課が管理をしている。

監査請求対象の審査会は、会長及び部会長が 1 回の審査会開催するごとに日額 3 万 5,000 円、ほか 3 万円が委員報酬として支給することは総務局が認めているものである。

ところが、答申作成にかかる原稿料に相当する、報酬という名前になりますけれども、報償ですね、報償になります謝金で、報酬としては、行政マネジメントはこれらのことについて

では知らないということでもあります。

そうすると、この支給の根拠、総務局での承認がないことになり、不当な支給は明らかである。

(2) 請求人が審査会を所管している課に答申書、意見書に対する料金を支払っているかと問い合わせたところ、どことも原稿料としての謝金、報酬を支出していない。

(3) 市民局が所管する横浜市情報公開・個人情報保護審査会の5箇の部会及び横浜市個人情報保護審議会の2箇だけが支出しているのが際立って、おかしいと思います。

(4) 横浜市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第24項に区分されていますけれども、当該審査会の開催にあつては委員報酬が支払われることになっています。その中に、審議会における答申が成果物であるとしてその報酬を支払うとか、原稿料を支払うというような旨の記載は一切ありません。

(5) 総務局行政・情報マネジメント課 — 昔の名前ですね — 及び総務課が「「附属機関・懇談会に関する手引き」等の改正及び附属機関委員の報酬支払の考え方について」という通知、これは単なる通知です。通知を総行第5229号、令和2年4月1日 — これが非常に重要な日付なんですよ — を各区局の総務担当課長名宛てに発簡しているが、答申書、意見書、評価書等の扱いの明記がない。

(6) 他方、ほかの自治体の例規を調査すると附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準があつて、明確に答申等にかかる報酬が記載されている。引用を後ほど説明しますが、横浜市の例規規定におけるこれは法制管理が欠陥じゃないのかなというふうに印象を持っております。

引用を述べますと、桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準、これはもともと附属機関委員報酬額は最大でも1万6,000円で、審査会の会長、部長3万5,000円、委員の3万円の横浜市に比べると半額以下なんです、その分、労力がかかる答申書作成を、市長が認める額を報酬として出すんだということが明記されています。

次のページにその引用内容を書いています。ここでよく見なければいけないのは、これに関する基準というのがあつて、これは例規なのか何なのか。法的拘束力があるのか。例えば、市民たちがこの内容を知っているのか。右側に書いてあるのには、公示第22号とあります。公示第22号、この意味することは、地方公共団体、地方自治体が市民等にこういうふうな基準というものを出しましたよという御触書を、市報だとかWEBサイトとか、そういうので出しましたという公示なんです。

先ほどお話しした通知とかそういうものは、公示されていないですね。要するに法的拘束力も、みんなが知り得る情報じゃないだろうと。桑名市のほうは非常にそういう法制的なことも考えていて、公示第22号ということを出しているということで、オーソライズされた形になっているというのをこちらは主張したいなというふうに思います。

横浜市例規において、答申書にかかる規定のないこと、横浜市附属機関の設置及び運営に

関する要綱の謝金、報酬の加算についての調整を行い、承認されておらず、この公金支出は違法であるということは明らかかなというふうには思っているということです。

(6) 税法上の不当性のこと、令和2年3月までは答申作成を謝金と称し、これは報償費になりますけれども、報償費と称し、源泉徴収額(10.21%)を徴収していた。これは、まさに所得税法上の原稿料に相当する。

次のページにその辺の内容を書いていますけれども、真つ当なやり方であったな。それまではね。令和2年3月までは真つ当なやり方だったのかな。

ところが、よく考えてみますと、初めに結語で申し上げましたが、もともと審査会のミッションは、答申書を作成して、それを市長に手交するというか手渡して、アンサーなんですよ。だから、それは3万5,000円の審査会の日額の中に既に含まれているんだと。しかも、自分たちが作った答申に対して、それを原稿料だとして徴収するのが果たして謝金になるのかという問題が、こちらが思っています。

例えば、ある審査をやったり、調査審議をした後で、それらをベースを取りまとめて違う形で論文を書いたり、そういうものを市長に手渡すとか、個々の調査審議した個別の問題じゃなくて、総合的なものを、書いたものを出したのに対して原稿料を出すのは、それはやぶさかじゃないだろう。ところが、本当のそのミッションであることを書いたものに謝金として出すのは、それはおかしいというのが、こちらのこの謝金の扱いに対する印象なんです。

その次のページに引用データで「R01年度審査会答申謝金2月分」というのを付けてありますけれども、ここでよく見なければいけないのは、「令和2年2月 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 答申原稿作成謝金内訳」で、その下のほうに、「答申手交状況」、手で交わる、要するに直面して、上司の方に、これは市長になるのか、市長の代行者になるかわからないんですが、その方に渡した状況ということで下の一覧表になっているんですよ。

第一部会、第二部会、第三部会、これは後にもちょっと書いていますけれども、違う部会もあるんだけど、なぜかわからないけど、この3つになっていて、そのこのところに、2月25日に、今回の場合には2件、3件まとめて入っていますけれども、それらを手交したんだよと。右側のほうの一覧表の中に、「手交回数」という回数が書いてあるわけね。要するに、面と向かって手渡したんだと。それに対して原稿料を支払ったというふうに読み取れます。

これの書き方自体は問題ないなど。ただ、これが令和2年度、令和2年4月以降はがらっと変わった。イに書いていますが、令和2年9月以降、これは答申作成料を報酬として扱っている。

なぜ、令和2年3月までは謝金で、報償費であって、何で令和2年4月以降は報酬なのか。これが今回不当な支給であるという、また、根拠になるんですけども、地方公務員法が改正されたのが令和2年4月からなんです。このときは、なぜそれをしたかといえば、国の行政機関もそうだし、地方もそうですけれども、附属機関だとか懇談会だとか、何たら委員会とか協議会とかいうのが乱立した。何の根拠もなしに委員を集めて、委員会を開いて、その

費用を出していた。それはあまりにもいいかげんだということで、国がちゃんと区分をはっきりしようと。地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号、これでちゃんと条例等で基づいて附属機関として認定されてやっているのか、それとも単に私人として扱っているのか、あるいは会計年度任用職員として公務員としての立場でやっているのか、この区分をやったのが、新しい地方公務員法の改正が令和2年4月から施行になったんです。

それにあわせて横浜市でも、先ほど申しました総務局が行政・情報マネジメント課と労務課が、この附属機関及び懇談会等へのお金の支払いはどうするべきかというのを、フェーズを合わせて通知書を出したんですよね。このターニングポイントで、本来、今までもいいかげんに出していたものを、更に正当化するために、報償費じゃなくて報酬に切り替えてやり出したのが今に至っているということになるかと思っております。

次のページを御覧いただきますと、「令和4年4月の状況」というのを書いています。これを見ると、何が変わったかといえば、一番上のタイトルが「答申原稿作成報酬内訳」ね、「報酬」に変わりました。

その下のほうの一覧表のところには、答申作成の手交とは書いてないんですよ、これがね。だから、手交じゃないというのを消しちゃった。答申作成という形に変えてしまった。

ところが、先ほど申しましたが、審議会のほう、これはなぜか、手違いか何かわからないんですが、それは令和4年度になっても「手交」になっていたんですよね。審査会は「手交」を取り除いた。これがどうも市民情報課のほうも手抜きがあったんじゃないの、というふうに思います。なぜ「手交」をこれは取り下げている、審議会は今の時点でも「手交」なのか。これが本当に手渡しているのかどうなのか。そこが問題になるんじゃないかなと思います。

その後、7番として、先ほど申しましたが、会長及び部会長だけに支給されているということ。これは会長、部会長がしている答申作成の労力の評価なのか。

私の経験では、答申等の作成素案というのは、事務担当者がほとんど作るんです。そこからいくと、横浜市では市民情報課が下書きを用意すると、これを2時間程度の審査会の部会で、3名の構成員が意見を出したり、それを事務方が手直ししてタタキ台を作って、最終的に、これをちょっと変えろよということに対して市民情報課が清書するのが通例かなと。一番、時間とそういう頭を使うのは事務方じゃないの。最終的に、このペーパーを答申にしましょうねというジャッジメントは会長と部会長、ま、委員も意見を出すんだと思いますが、その程度じゃないのかなというふうに思っています。

その後、イとすれば、今もWEBでやっていますけれども、コロナウイルスの問題で、審査会は今ほとんどが今はWEBになっている。令和2年の下期あたりからはWEBでやっています。だから、そういう個人情報盛りだくさんな審査請求書だとか事件記録、それをまさかお家に持ち帰ってやっているわけじゃないだろうねと。WEBで、会議室のところで、市民情報課の職員たちが文案を出して、それを議論して意見を出しているんじゃないの

と。自分たちが本当に鉛筆をなめてそこで文章をしたためているのか。逆に、もしペーパーを審議会以外の、例えばこの人たちは識見の対象者で学者さんなんですけれども、学校にペーパーを送っているかとか、PDFで送っているのかなと、個人情報の保護問題にもなっちゃう。だから、そんなことはないだろうねと。

今のそういう状況の中でも、それはどんな形で、素案だとか、出来上がった答申書というのを作り上げているのかというのが、不思議なところであるということです。

次のページに、どういうふうな内容で会議しているかというのを付けています。これは運用調査部会の事例なんですけれども、全員がWEBでやっていますよと。全員がWEBでやって、下にも書いてありますけれども、別紙の案件を見た上で方向性をつけたり、タタキ台を検討するとか、次回の調査審議では、事務方の市民情報課の職員がそのタタキ台を提示するんじゃないのかな、というふうなわけで、最終的な答申というのは、作ったとしても、それが本当に専門家であるべき委員たちが知恵を絞ったのかどうか疑わしいなというふうなものであります。

そういうことから言えば、そもそも答申の作成の謝金とか報酬というものが、その労力のあれになるのかと。知恵の根拠になるのか、というのが失われているんじゃないかなというふうに思います。

第2. 損害額、請求人が情報開示請求で入手した支出命令書から見なし算定をすると、次の10ページ目になります。

一覧表に一応なっています。その中でいくと、先ほど申し上げた、トータルすると、現時点で、令和4年9月時点で59万5,000円——これは毎月毎月また積み重ねていっているんですけれども——は少なくとも今、確定しているということでございます。

結論は、先ほども申しましたが、例規、これは市民が知っている、周知されている、法律根拠にもなり得る例規には何も書いてないよねというので、違法、不当である。

2番目に、委員報酬として、会長、部会長は委員よりも5,000円多いから、それで、その5,000円は答申作成料のブラッシュアップにも入っているんじゃないのということでございます。結局は、この答申作成料というのは重複だから不当だよというのが当方の結論です。

最後のページに付けておりますのが、「審査会の概要」というところでありまして、そこにしっかり書いてあるんですよ。情報公開や個人情報の本人開示請求に係る開示決定に対する審査請求についての諮問及び情報公開に関する事項についての諮問に応じて調査審議をし、その結果を当該実施機関に答申すると。答申するのを口頭ですかペーパーですかといえば、これはどう考えてもペーパーでやるんですよ。そのペーパーというのは、答申作成なんですよね。それはインクルードされているよ、その審議会の中で、というのが、こちらの主張が、ここに書いてある重複だというのが、これが証していることであると思います。

例えば、これは補足ながら言いますと、弁護士なんか法律相談をやると思うんですよ。

1時間アワリー1万円とか、高いところでアワリー2万円ぐらい取るんですけども、あれの法律相談のときは、口頭の場合は2万円とか1万円なんです。ところが、その書いたものでよこせと、こういう質疑があつて、こういうふうな回答を弁護士がやりましたよというものを弁護士が出す場合は、それに文書作成料を取るんですよ。だから、文書作成とそういうトークとは、口頭とのやつは違うというのがあるんです。

ところが今回、今こちらが指摘した「審査会の概要」、この内容を、書いている内容を読むと、それはあくまで口頭じゃなくて、最終成果物はペーパーでしょということになるわけですね。そうなると、上乘せしている分がおかしいということになる。

以上がこちらの言い分であります。はい、終了。

○藤野代表監査委員 では、よろしいでしょうか。

○■■■■請求人 いいですよ。

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまの陳述内容に関して、各委員から質問がありましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。(質問なし)

特に質問もないようですので、質疑はここまでといたします。

以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

続きまして、関係局の職員の陳述の聴取を行います。

事務局はWEBカメラの向きを関係局の職員側に動かし、請求人に対して先にメールで送付している見解書のデータのパスワードを示してください。皆様、しばらくお待ちください。どうぞ。

(WEBカメラ移動・パスワード提示)

○■■■■請求人 見えました。

○藤野代表監査委員 見解書、開けましたでしょうか。

○■■■■請求人 開けましたよ。ありがとうございます。

○藤野代表監査委員 それでは、事務局はパスワードを示した紙を外してください。

それでは、関係局の職員の陳述の聴取を始めます。

関係局の職員は、所属、補職名及び氏名を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔・明瞭に陳述してください。

それでは陳述を始めてください。

○三島陳述人 本日はよろしくお願ひいたします。今日は市民局と総務局が来ておりますので、まずは自己紹介をさせていただきます。私は市民局市民情報室長の三島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林陳述人 同じく市民局市民情報課長の小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○油谷陳述人 市民局市民情報課担当係長の油谷と申します。よろしくお願ひします。

○森田陳述人 総務局労務課長の森田と申します。よろしくお願ひいたします。

○田邊陳述人 総務局労務課担当係長の田邊翔と申します。よろしくお願いいたします。

○三島陳述人 それでは、まずは私、三島のほうから具体的な陳述を始めさせていただきます。

まず、たびたび当局の関係でお騒がせいたしまして、申し訳ございません。前回の御指摘と似通った部分もございますし、また、付けている証拠書類も共通のものが多くございますので、一部は適宜割愛しながら説明をさせていただければというふうに思います。

まず1. 結論ですけれども、本件監査請求は速やかに棄却されるべきというふうに考えております。その理由を以下説明させていただきます。

第2項、本件支出の根拠規定につきましては、これもほぼほぼ前回の審議会のほうの請求のときと同様となっております。すなわち、特別職の公務員の報酬については、条例で定めるべきということが地方自治法で決まっております、我々の条例では、特にこの審査会の委員の報酬ははっきりとは定まっておりませんで、「日額 49,000 円を超えない範囲内で任命権者が定める」額というふうな定めになっております。

この規定を受けまして、市民情報課と労務課のほうで合議した結果、審査会の部会長につきましては1日当たり3万5,000円というふうに定まっておることがございます。

じゃあ、その報酬をどういう場合に支出するのかということについては、これもやはり総務局のほうで、手引ですとかQ&Aですとか定めておりますけれども、典型的な支出するパターンとしては、附属機関の会議への出席ですと。だけれども、それ以外にも、会議で一任された委員長等が答申案の作成を行う場合なども報酬支払いの対象となり得るんだということが解説されてあります。実際に報酬を支払う場合には、きちんと労務課と協議すべきというふうな記載がございます。

2ページに移らせていただきますけれども、そこです、今回の件につきましては、令和2年5月に市民情報課から労務課のほうに相談をいたしまして、労務課のほうからは、会議出席と同等に役務の提供があるのであれば、支払いの対象とはなり得ますと。だけれども、実際に客観的に勤務実績があったかどうかの判断は各所管課のほうで責任持つて行うべし、というようなアドバイスをいただいているところでございます。

したがって、労務課の関与はここまででございます、以後の個々の支出に当たっては、我々市民局市民情報室のほうで、役務の提供があったかどうかを確認した上で、お支払いをしているということでございます。

では、第3項に移ります。

では、本件支出が本当に適正なものであったかということをご第3項で説明させていただきます。

今回の支払対象となっておりますのは、資料7にまとめてございますけれども、全部で252件の答申の関係ということでございますので、以下かいつまんで説明させていただきます。

まず、今回は審査会の部会長に対する支出が問題とされているわけですが、審査会につきましては、先ほど請求人の方からも御紹介いただきましたが、情報公開条例に基づいて設置されているもので、情報公開にまつわる諮問について調査審議をするということがその仕事となっております。

審査会は全部で9人の委員の先生から構成されているんですけれども、3人の委員で構成される5つの部会に分かれて活動しております。9人で5つの部会ですから、多くの先生に兼務をお願いしているという状態です。おそらく、横浜市の附属機関の中でも最も人使いが荒いと申しますか、先生方に御苦勞をおかけしているという状態でございます。

5つの部会のうち制度運用調査部会は条例改正の方向性など制度自体に関わる案件について審議をしております、それ以外の部会は情報公開請求に対して不開示決定があった場合に、それに対する審査請求の審理を担当するということが主な役割となっております。この審査請求が今かなり立て込んでおります関係で、答申の数が多くなっているというふうな状況でございます。

(2) 答申決定までのプロセスなんですけれども、これも大体前回と近いところがございますが、実施機関から諮問があると、いずれかの部会で議論を進めていくわけですが、答申の方向性、結論が固まった段階でも、やはり細かなところですかいろいろな、各委員から、これはもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかというような御指示が出るのが一般的でございます。そのような場合に、改めて部会を招集して御確認いただくということも当然あり得ると思っておりますけれども、そうではなくて、細部の修正は部会長に一任することによって、審理の迅速化、効率化を図るというようなことを通例としているものでございます。

(3) 報酬の支払いについてですけれども、じゃあ、具体的にどういうふうに行っているのというお話ですが、一任をいただいた後は、我々市民情報課のほうで修正案を作成して、部会長に電子メール等で送付して、部会長からは電話又はメールでさらなる修正の御指示をいただいたりだとか、又は、この修正案でいいんじゃないかというような確認をいただいているということになっております。

まさにこの指示や確認が、会議以外の日に市に提供された労力だというふうに我々は考えております。これは労務課のほうからアドバイスをもらいました、支出可能な場合としていわれる会議と同等な役務の提供があったことが客観的に説明可能な場合に該当するんだというふうに判断して、本件支出をしているというものでございます。

ちょっと話がややこしくなるかもしれないんですけれども、既に申しましたとおり、委員の報酬は日額制でございます。部会長日額3万5,000円という報酬が定まっております。したがって、同じ日に、一つの日に複数の答申の確認をしていただいた場合、複数の答申について修正の指示をいただいた場合でも、支払う報酬は一日分なんです。ですから、答申の数が全部で252件あるのに、報酬分が17日しかないというのはこのためでございます。

したがって、決して過剰な支払い、上乘せをしているんだという御批判は当たらないというふうに、我々は自信を持って考えております。

なお、それぞれの答申の作成日に、先生方に具体的に何時間、何時から何時まで労力を提供していただいたのかというような客観的な証拠は、残念ながら、前回同様、存在しないということは言わざるを得ないんですけれども、間違いなく労力の提供はいただいておりますというふうに言えます。議事録にもありましたように、部会長に一任されたケースについて、我々事務局の市民情報課が部会長に断らずに勝手に修正するようなことがまかりとおれば、審査会の先生方との信頼関係は破綻しますし、そうなれば審査会自体が維持できなくなるということがございます。

したがって、部会長の指示を我々がいただいていること、つまり、部会長に労力の提供があったということは、経験則上も明らかというふうに断言できるというふうに考えております。

(4) まとめでございますけれども、以上のとおり、本件支出は法律なり条例なりにちゃんと根拠があるものでございますし、その条例の解釈基準につきましても、総務局のほうで作られた手引なりQ&Aなりに従ったものでありまして、不当なものではございません、ということでございます。

なお、最後、第4項として、その他、請求人の方からいくつか御指摘いただいている事項がありますので、簡単に説明させていただきますけれども、(1)では、答申作成に係る報酬が重複ではないかというような御指摘についてですけれども、会議の出席も、会議以外の場で労力を提供していただいたことも、それぞれが報酬の支出対象なんでございます。そのことは我々の勝手な解釈ではなくて、手引なりQ&Aを読んでいただいてもわかることと思っておりますけれども、一度3万5,000円の日当をお支払いしたからには最後まで、何日かろうが答申を作成させるんだというふうなことでお支払いしているものではございませんので、あくまでも労力の提供があった日には日当額をお支払いするというのが法律なり条例なりの趣旨かなというふうに考えております。

また(2)、2つ目ですが、かつては原稿料として支払っていたものを報酬に変更したということは事実でございますけれども、これはもともと、単純な原稿料というのは、例えば、たまたま審査会の先生でもある学者の先生に、横浜市が何らかの原稿をお願いしたということであればそれでよいのかもしれないけれども、あくまでも審査会の仕事として作っている原稿なわけだから、別途の謝金ではなくて、審査会の委員の報酬として支払うのが適当であろうという考え方に基づく変更でありますし、その変更に伴って税制上の扱いは適切に見直したということでございますので、この点も何ら違法はないというふうに考えております。

そして(3)、他の附属機関では同様な支出がないんじゃないかという御指摘ですけれども、現に答申作成のために役務の提供をしていただいている以上は、条例に定められた日当

額を支払うことに何ら問題はないというのが我々の見解でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 それでは、よろしいでしょうか。

WEBカメラを再度動かしますので、皆様、しばらくお待ちください。

(WEBカメラ移動)

ただいまの陳述内容につきまして、各委員から質問がありましたら、お願いたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(質問なし)

それでは、特に質問もないようですので、質疑はここまでといたします。

また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係局の職員に対し書面の提出をお願いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で関係局の職員の陳述の聴取は終了いたします。

WEBカメラを動かしてください。

(WEBカメラ移動)

それでは、最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係局の職員の陳述について、5分以内で意見を表明することができます。請求人は意見表明を希望されますか。

○■■■請求人 はい、しますよ。

○藤野代表監査委員 それでは、意見表明をお願いします。質問をすることはできません。どうぞ。

○■■■請求人 一応正当性を主張されたようなんですが、私の意見陳述の中でもありましたように、令和2年3月までと令和2年4月以降、この切り替えの問題が非常に問題なのかなど思っているんです、本質はね。

今、行政文書目録検索システムで調べてみますと、この審査会への答申作成の謝金、これは5年間保存期間なんですけれども、平成29年、この時点からも、謝金の形ね、報償費でやっぱり出していました。延々続いていると。その後、令和2年3月まで。

ところが、国が地方公務員法を変えて、非常勤特別職の区分を明確にした以降に、行政マネジメント課と労務課が両方で発出した通知、これ以降から報酬に切り替わった。だから、謝金と報酬、これは全然違うものなんですよと。謝金の場合は、先ほど言いましたけれども、報償費であって、本来あるべきはそちらでなければならないんじゃないのかなと。

ただ、本来のお仕事である諮問に対して答申を作成するというのがミッションなんだから、それに謝金をつけるのはおかしいよねと。むしろ、どちらかといえば、先ほどの運用部会というのがありましたけれども、1年間当たりのいろんな問題を整理して、新たに答申書、あるいはどっかのところに呼ばれて講演をして、横浜市における情報開示請求並びに個人情報に対する対応の内容をペーパーにして発表するのを市から頼まれたといった場合は、お金を支払うのは問題はない。そうじゃなくて、本来あるべき仕事のものに、お金を作成したことに対して払うのはおかしい話だねというのが、こちらの先ほどの対象局の説明に対

する意見が一つであるということと、あと、令和2年4月以降、報酬に切り替わったと。

あの文面を読みますと、新たに会議等をして勤務がわかる場合、要するに勤務とは何か。勤務日、その答申を作成するファイナライズするために、答申を作成するために、勤務をした勤務日というのをどのように定義しているんだと。勤務日というのは、当然、市庁舎に来て、そこで1時間なり、5時間なり、3時間なり、30分なりワークして、ペーパーをしたためて、それを手交するんだらうと。それが勤務じゃないのかと。電話だ、Eメールでやったのが、それが勤務と言えるのかと。今はテレワークだとかいろんな形が、形態は出ているかもしれないんですけども、それは非常にイレギュラーな形であって、こういう文書という、審査請求をした方々に対してやるものを、そんな電話とEメールでやりましたって、それが勤務ですといたら、「えっ」と思いますよね。

もう一つ言っておかなきゃいけないのは、彼らは日額制なんですよ。30分お茶飲んでも3万5,000円もらえる。委員は3万円もらえる。3時間やってももらえるというような状態なんです。だから、どれほどの時間を勤務としてやったのか。その証明はあるのか。何時間、何時何分から何時何分までやりましたと、何月何日に答申したと……

○藤野代表監査委員 すみません。

○請求人 時間切れね。

○藤野代表監査委員 ええ。

○請求人 オーケー。じゃあ、これをペーパーで出しますけれども、いつがいいですかね。

○藤野代表監査委員 4月24日、月曜日までに出していただけますか。

○請求人 来週の24日ね。

○藤野代表監査委員 月曜日、はい。

○請求人 じゃあ、それ、ペーパー1枚出します。

○藤野代表監査委員 はい。じゃあ、そのようにお願いいたします。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、これをもちまして住民監査請求……

○請求人 あの、監査委員会さんにお尋ねしたいんですけども、例えばEメールとかいろいろで通信したらしいんですよ、その先生たちと。その通信の内容というのは御覧になったことはありますか。

○藤野代表監査委員 ここは今回の陳述の聴取を行うための場ですので、そういうことにはお答えできません。

○請求人 了解。いいよ。はい。

○藤野代表監査委員 それでは、これをもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。どうも皆様お疲れ様でした。

○請求人 ありがとうございます。

○藤野代表監査委員 WEB会議システムを終了させていただきます。

また、皆様は御退室願います。

監査委員の皆様はそのままお待ちください。どうぞよろしくお願いいたします。

(関係局の職員・記録者退室)

午後3時15分閉会

HTR 2 3 0 3 0 1 8

令和5年4月21日

横浜市代表監査委員

藤野 次雄 殿

補助機関 原課

横浜市監査事務局監査部監査管理課

課長 尾崎 太郎 殿

請求人

見解書に対する意見書

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）（令和5年3月14日受付）收受番号72号に監査対象機関 総務局、市民局が提出した見解書及び資料（令和5年4月18日付）に対し意見書を提出する。

記

第1 意見書の主旨

1 住民監査請求人の主張に対して認否をしていない。

(1) 審査会設置の法定要件たる条例、施行規則における答申料支払の記載の認否

(2) 総務局法制課が事務をする横浜市行政不服審査会長への答申料不払いの認否

(3) 陳述における監査対象局の参加人の経歴からみた(1)、(2)の関係性

ア 市民情報室長 [黒塗り] は平成29年度から令和3年度まで法制課長

イ 市民情報課長 [黒塗り] は平成28年度から平成30年度まで法制課担当課長

ウ 市民情報課担当係長 [黒塗り] は、平成27年度から令和2年度まで事務職員

エ 法制課は、横浜市例規の法制担当を行っていること、また横浜市行政不服審査会の事務庶務を担当する市長の補助機関であり、(1)、(2)とも、明快な答弁を作成できる資質がある。

※このような答弁書、見解書は、監査委員及び請求人を愚弄するものである。

2 総務局行政情報マネジメント課、労務課の通知に基づき支給の正当性を主張している。

(1) この通知は法定外であり、市の都合で、勝手に要綱、要領及び通知等で扱っているもので、本事案の執行機関の附属機関たる第三者による審査会、審議会なるものは、地方自治法に基づく条例で定義される法律根拠が存在する。

法定外による審査会の運営、成果物の扱い、給料に相当する報酬の支払い、原稿料支払いは、違法なものである。

(2) この通知なるものは、地方公共団体の行政機関において、旧地方公務員法第3条第3項に分類されていた特別職非常勤職員の名のもとに、附属機関、懇談会や協議会等を乱立させ、法で定める条例に根拠なく、地方公共団体の内部規則要綱

等を作成、適用し、違法に公金支出を行っていたものであった。

そのため、この違法性に関し住民監査請求、更には住民訴訟が数多く提起されていた背景がある。

総務省は、同法の瑕疵解消の一策として、令和2年4月より新地方公務員法第3条第3項の区分を整理、見直し、施行したものである。

監査対象とした横浜市情報開示・個人情報保護審査会及び横浜市個人情報保護審議会は、条例根拠のある正当な附属機関であり、その範疇である委員報酬にあっては、本監査請求の対象とはしていない。

ところが、横浜市にあっては、その改正を踏まえ、この通知を令和2年4月1日に合わせて発簡し、附属機関、懇談会等の組織及び報酬支払、報償費（謝金）支払いを見直した上で、但し書きで、原則は適用外であるべき法定外であるものに抜け穴を作り、姑息にも報償費（謝金）から報酬（給料）にすり替えたものである。

資料3

総行第 5229 号
令和2年4月1日

区局統括本部総務担当課長

総務局 行政・情報マネジメント課長
総務局 労務課長

「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定 及び
附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）

附属機関及び懇談会についての留意事項をまとめた「附属機関・懇談会に関する手引」（以下「手引」という。）及び「附属機関・懇談会に関する手引Q&A」（以下「QA」という。）を改定しましたので通知します。

また、附属機関の委員報酬の支払いについて日額報酬の支払い対象の考え方を整理し、次のとおり示します。

各区局統括本部におかれましては、本手引等について周知していただくとともに、引き続き附属機関等の適正な運用に努めていただきますようお願いいたします。

審査会や審議会は、その発足した平成12年頃から、答申作成料として報償費（謝金）の名目で、違法公金支出を反復、継続して行っており、それを報酬として組み替え正当化を企てたものである。

52.	文書件名：20200930:090421_家出命令_1_002577_010 (602年度審査会答申作成総額4月分)		
	作成年度：令和2年	文書番号：市市情第979号	文書保有課：市民局市民情報課市民情報課
	保存期間：5年	供覧・決裁完了年月日：令和2年09月23日	
53.	文書件名：横浜市情報公開・個人情報保護審査会(多摩原協作センター)の懇談会		
	作成年度：令和2年	文書番号：市市情第046号	文書保有課：市民局市民情報課市民情報課
	保存期間：5年	供覧・決裁完了年月日：令和2年09月1日	令和2年4月1日通知
54.	文書件名：出入国在外現業等入通知書(審査会委員報酬及び協議会委員報酬(令和2年3月分))について		
	作成年度：令和2年	文書番号：市市情第88号	文書保有課：市民局市民情報課市民情報課
	保存期間：5年	供覧・決裁完了年月日：令和2年04月2日	令和2年4月1日通知前
55.	文書件名：出入国在外現業等入通知書(協議会委員報酬及び協議会委員報酬(令和2年2月分))について		
	作成年度：令和元年/平成31年	文書番号：市市情第1736号	文書保有課：市民局市民情報課市民情報課
	保存期間：5年	供覧・決裁完了年月日：令和2年03月19日	
56.	文書件名：出入国在外現業等入通知書(協議会委員報酬及び協議会委員報酬(令和2年1月分))について		
	作成年度：令和元年/平成31年	文書番号：市市情第1580号	文書保有課：市民局市民情報課市民情報課
	保存期間：5年	供覧・決裁完了年月日：令和2年02月19日	

- (3) 通知 6 報酬についてのくだり、但し書き【報酬支払対象と考えられる例】における『会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合』が挙げているが、令和2年3月31日以前には、この例示が墓穴となって、報償費（謝金）の支給は正当化されておらず違法公金支出を続けていたと言える。

資料5

6 報酬について

Q6-1 会議開催日以外に報酬の支払いができるか。

地方自治法第203条の2に、「審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬」についての規定で、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。」とあるため、委員報酬は、合議体として審議等を実施する会議を勤務日として支給しており、原則会議を設けない場合は報酬を支払うことはできません。

しかし、委員が『役務を提供し、かつ客観的に勤めたことが判断でき（6日）』について支払の対象になる場合がありますので、労務課へ相談してください。

【報酬支払対象と考えられる例】

- ・ 審議に向けた調整（論点整理や進め方の協議等）のため委員を集め会議を行う場合
- ・ 会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合

【報酬支払対象とならない例】

- ・ 事前説明等のため委員全員を招集する、又は委員を個別に訪問する場合
- ・ 委員が答申の提出等ヒレモニーに出席する場合（交通費は費用弁償として支給可）

- (4) 【市役所における所定の審査会開催日以外で市役所で勤務した日の客観的な証拠】を個別具体的事実を何ら提示をしていない。
勤務の定義のことである。

ア 見解書に記載している会長、部会長との電子メールの送付場所、日時、内容。

(3) 報酬の支払いについて

一任を頂いた後、市民情報課で修正案を作成して部会長に電子メールで送付し、部会長からは、電話又は電子メールで、修正の指示や修正案で確定として差し支えない旨の確認等を頂いています。

この指示や確認は、会議以外の日に、市のために提供された労力です（提供の具体的な日付は、「答申作成日」として内訳書（監査請求書P7に引用されているもの）に記載）。これは、2に記載した手引Q&Aにいう「一任された委員長等が答申案の作成を行う場合」であり、労務課が支出可能な場合として示す「会議と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合」に該当すると判断し、本件支出にいたったものです。

答申書作成を市庁舎以外で行った場合、会長、部会長と横浜市個人情報保護条例に基づく知りえた情報の機密保持にかかる取り交わし書面が必要なことは言うまでもない。

なぜならば、市長からの委嘱に基づき役務を提供しているが、地方公務員法の適用外の私人の扱いであり、個別の契約が必要である。

- イ 所定の審査会開催日で答申内容を結審した後で、答申作成の説明が不足。審査会議開催の主宰者の会長、部会長から事務局たる市民情報課への呼出状、事務局で作成する出勤記録、議事内容。

4 会議について

(1) 会議の開催決定

附属機関の会議を開催する際の開催通知は会議を招集する委員長名等で発行し、庁内の決裁を行わないよう注意してください。初回の開催など招集者が決まっていない場合は、横浜市が決裁の上、開催通知を発行しても構いません。

(5) 資料7 時系列の事実の説明が不足である。

答申作成日、完成した答申書を手交式を行ったとする日時、場所、時間、立ち会った事務局たる市民情報課関係職員、会長、部会長が手交した市長に相当する代行横浜市職員。

- ア 部会での結審日（これは議事録で証明可能。資料7の日付は該当あり）
- イ 答申作成日の日時、作成場所、出勤時刻、退勤時刻、立ち会った市民情報課関係職員。（出勤し、事務局と調整した日付けは、不明）
- ウ 答申手交日の日時、作成場所、出勤時刻、退勤時刻、会長、部会長から手交を受けた市長に相当する代行者たる横浜市職員。（手交日の履歴は不明）
- エ 資料7の結審日は、審査会開催日に相当する。
 - (ア) これらの日にちは、議事録からWEB会議システムによる遠隔画像音声通信であった。
 - (イ) 事務局たる市民情報課が予め作成した答申案は、カメラ越しに構成員に閲覧させたのか。
 - (ウ) それとも市民情報課が契約している CISCO WEBEX の画面共有をし、自宅、勤務先に居る構成員にダウンロードさせたのか。
電子メールだと即時性がなく、調査審議は捗らない。
 - (エ) 事前郵送、電子メール送付の場合は、横浜市個人情報保護条例に基づき9名の構成員の全員との守秘義務契約を交わしたか。
- オ 資料7の答申作成日の（エ）の扱いの説明。
- カ 資料7の答申手交日は、会長或いは部会長が市役所に来庁し、市民情報課に預けていた答申書を市長或いは代行者に手交したのか。

【資料7】答申作成報酬に係る答申一覧

答申番号	担当部会	部会での 結審日	答申 作成日	答申 手交日	答申作成 報酬支給日	答申作成報酬 支給対象者
答申第2708号及び 答申第2709号	第三部会	令和4年 2月17日	令和4年 3月7日	令和4年 3月17日	令和4年 4月15日	■■■■ (第三部会長)
答申第2710号	第二部会	令和4年 1月26日	令和4年 3月11日	令和4年 3月23日		■■■■ (第二部会長)
答申第2711号から 答申第2833号まで	制度運用 調査部会	令和4年 1月27日	令和4年 3月8日	令和4年 3月25日		■■■■ (制度運用調査 部会長)
答申第2834号	第四部会	令和4年 2月3日	令和4年 3月9日	令和4年 4月7日		■■■■ (第四部会長)
答申第2835号及び 答申第2836号	第一部会	令和4年 3月22日	令和4年 4月8日	令和4年 4月22日	令和4年 5月13日	■■■■ (第一部会長)
答申第2837号から 答申第2936号まで	制度運用 調査部会	令和4年 2月24日	令和4年 4月7日	令和4年 4月26日		■■■■ (制度運用調査 部会長)
答申第2937号から 答申第2939号まで	第二部会	令和4年 3月23日	令和4年 4月21日	令和4年 4月27日		■■■■ (第二部会長)
答申第2940号	第四部会	令和4年 3月3日	令和4年 4月1日	令和4年 5月12日		■■■■ (第四部会長)
答申第2941号及び 答申第2942号	第一部会	令和4年 5月24日	令和4年 6月13日	令和4年 6月21日	令和4年 7月15日	■■■■ (第一部会長)
答申第2943号	第三部会	令和4年 6月16日	令和4年 7月12日	令和4年 7月21日	令和4年 8月15日	■■■■ (第三部会長)
答申第2944号から 答申第2947号まで	第二部会	令和4年 6月8日	令和4年 7月15日	令和4年 7月22日		■■■■ (第二部会長)
答申第2948号及び 答申第2949号	第四部会	令和4年 6月2日	令和4年 7月13日	令和4年 8月12日		■■■■ (第四部会長)
答申第2950号及び 答申第2951号	第二部会	令和4年 7月22日	令和4年 8月13日	令和4年 8月24日	令和4年 9月15日	■■■■ (第二部会長)
答申第2952号及び 答申第2953号	第三部会	令和4年 7月21日	令和4年 9月6日	令和4年 9月15日	令和4年 10月14日	■■■■ (第三部会長)
答申第2954号から 答申第2956号まで	第一部会	令和4年 7月26日	令和4年 9月5日	令和4年 9月27日		■■■■ (第一部会長)
横浜市の保有する情報 の公開に関する条例の 改正について(答申) 及び横浜市個人情報の 保護に関する条例の改 正について(答申)	制度運用 調査部会	令和4年 8月25日	令和4年 9月8日	令和4年 9月13日		■■■■ (制度運用調査 部会長)
答申第2957号	第四部会	令和4年 8月12日	令和4年 9月2日	令和4年 10月6日		■■■■ (第四部会長)

3 答申作成報酬額にかかる市民情報課と労務課との調整文書のこと

(1) 資料6 情報公開審査会における審議状況等の労務課への相談内容

- ア 2020/05/29 付けの市民情報課担当者メモである。
- イ 作成した職員が不詳であり、承認、決裁した裏付けがなく、不正な文書に当たる作文である。
- ウ 労務課からの相談に対する回答書が見解書に添付されていない。
- エ 同時期に労務課に相談した審議会の状況説明メモと内容に差がある。

資料6

2020/05/29

市民情報課担当者メモ

情報公開審査会における審議状況等

【審査会の開催状況】

- ・審査会の開催・・・月に1回又は2回
- ・審査会委員の構成・・・通常、9人の委員を3つの部会に分けて、部会長1人、他の委員2人の3人で一つの部会を構成し、審議する。特例的な部会もある。
- ・審査請求件数・・・昨年度当初で約1,200件あった。今年度当初では約700件程度の見込み。
特定の審査請求人が大量に濫用的に請求していることが影響している。同じ所管課の案件について、100件～500件を1本の答申としてまとめて審議するなどの工夫で対応しているが、かなり苦慮をしている。
- ・審議案件の性質・・・情報公開は、ほぼすべての市政が対象になるので、関係する法令も様々で、事案の軽重や文書量も一定しておらず、検討内容が多岐に渡る。非開示にしている部分を一つ一つ確認する作業になる。
- ・審議案件数・・・各部会において、1回の審議につき、少ない時で3、4件、多い時は6、7件の案件について同時並行で審議をしている。
- ・審議時間・・・1回の審議は、約3時間程度となることが多い。審議件数が多いので、一つの案件に対して使える時間は限られてしまう。
- ・審議回数・・・審議開始から結審まで、令和元年度の答申では、約7.6回の審議回数であった。直近の10回の答申では、平均6.2回であった。
- ・結審後の作業・・・上述のように審議件数は多く、延々と時間をかけて審議するわけにもいかないので、ある程度のところで審議は結審せざるをえない。よって、審議は結審しても、答申案の細部までは確定しておらず、最終的には部会長の確認に一任されているのが現状となっている。結審から約一月後の審査会の日に、答申手交することが通例であるため、部会長には、結審後数週間で答申として確定する作業がどうしても発生する。数十ページの答申になる場合や、複数の答申を確定する場合もあり、負担の大きい確認作業となる。結審した際の答申案のまま確定ということほぼ無い。

【報酬等の状況】

- ・報酬等・・・審査会開催毎に、部会長：35,000円、他の委員：30,000円支給している。その他、上述の答申原稿作成謝金として、答申手交のたびに部会長に20,000円支給している。
- ・報酬の考え方・・・部会長が15,000円となっているのは、審査会の前に事前に事務局と打合せをし(30分～45分程度)、また、会議での進行・意見のとりまとめ・論点整理等をしてもらっていることによる。
- ・経緯・・・情報公開の審査会制度開始当初から支払ってきていると思われる。

- オ 当該メモの末尾に経緯として情報公開の審査会制度開始当初から支払ってき
ていると思われる。
- カ 行政文書日録検索システムでは平成29年度から報酬費（謝金）の名目で2
0,000円を支払われている。
- キ 例示は行政文書保存期間5年であるか、それより以前から謝金が支払われて
いたと思料される。

[検索条件入力画面に戻る](#)

検索結果

文書名へのテキストリンクをクリックすると、文書の詳細情報を見ることができます。

61.	<p>文書件名：歳入歳出外現金受入通知書（審査会委員報酬及び審査会答申謝金（平成29年5月分））について</p>	
	作成年度：平成29年 文書番号：市市情第393号 文書保有課：市民局市民情報室市民情報課	
	保存期間：5年 供覧・決裁完了年月日：平成29年06月23日	

62.	<p>文書件名：20170515-990421-支出命令-1-003599-0801（審査会答申謝金5月）</p>	
	作成年度：平成29年 文書番号：市市情第304号 文書保有課：市民局市民情報室市民情報課	
	保存期間：5年 供覧・決裁完了年月日：平成29年06月06日	

63.	<p>文書件名：歳入歳出外現金受入通知書（審査会委員報酬及び審査会答申謝金（平成29年4月分））について</p>	
	作成年度：平成29年 文書番号：市市情第246号 文書保有課：市民局市民情報室市民情報課	
	保存期間：5年 供覧・決裁完了年月日：平成29年05月24日	

64.	<p>文書件名：20170515-990421-支出命令-1-002311-0801（審査会答申謝金4月）</p>	
	作成年度：平成29年 文書番号：市市情第185号 文書保有課：市民局市民情報室市民情報課	
	保存期間：5年 供覧・決裁完了年月日：平成29年05月01日	

65.	<p>文書件名：歳入歳出外現金受入通知書（審査会委員報酬及び審査会答申謝金（平成29年3月分））について</p>	
	作成年度：平成29年 文書番号：市市情第86号 文書保有課：市民局市民情報室市民情報課	
	保存期間：5年 供覧・決裁完了年月日：平成29年05月08日	

7/7頁 (65件)
表示頁
表示件数

(2) 他方、住民監査請求（令和5年2月13日付け）收受番号64号にてなした横浜市個人情報保護審議会会長に対する答申作成料にかかる見解書の市民情報課担当者メモと内容が大きく異なっていることを指摘する。

ア 答申書の内容は、事務局たる市民情報課がたたき台や審議会での意見から修正版を事務局が作成していると明記している。

イ また、答申作成料は、報償費（謝金）とも明記している。

ウ このことから、審査会、審議会の事務局をしている市民情報課内でも答申に対する対応、公金支出が報償費（謝金）なのか報酬（給料）なのか整理されているとは言えない。

資料6

令和2年7月14日
市民情報課担当者メモ

横浜市個人情報保護審議会の答申作成に対する報酬支払に係る相談

1 審議会の概要

(1) 設置根拠及び審議内容： 横浜市個人情報の保護に関する条例第58条に基づき設置された市長の附属機関です。審議会は、条例に基づき市の個人情報保護に関する各種事項を審議するほか、個人情報保護に関する市の報告事項について必要な意見を述べることができます。

※参考 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yosei-kausa/icho-hoso/tyososhinsikai/shinsikai.html>

(2) 審議会開催日時： 毎月最終水曜日 午後2時～5時（4月・8月・12月は休会）

(3) 審議会委員の構成： 9名（弁護士2名、人権擁護委員1名、公認会計士1名、学識経験者等5名）。現在の会長職には、弁護士が就任

(4) 任期（第11期）： 令和2年6月1日から令和4年5月31日まで（2か年）

(5) 委員報酬： 審議会開催毎に 会長 25,000円（口額）、委員 20,000円（口額）
【報酬額の根拠】平成8年2月20日総務局長通知（総勞第394-1号）

(6) 審議内容： 実施機関が、本人以外からの個人情報の収集（第8条）、実施機関以外に対する個人情報の目的外提供（第10条）、個人情報を取り扱う事務における電子計算機処理の開始（第12条）、個人情報を取り扱う事務における実施機関以外との電子計算機の結合（第13条）、個人情報を取り扱う事務の委託（第14条）などを行う場合に、あらかじめ審議会の意見を聴くことと規定されています。

(7) 審議案件数（過去3年）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	—	6	9	11	—	7	7	10	—	8	11	14	83
30年度	—	6	5	7	—	6	7	3	—	9	8	9	60
29年度	2	2	2	4	—	6	5	3	—	4	3	4	35

2 実施機関からの諮問に対する審議会の「答申」について

上記1(6)に記載した通常の審議内容に加えて、次の事項に該当するときには、審議会として意見をまとめた「答申」を作成し、実施機関に交付します。

- ・市の保有個人情報の取り扱いに係る是正の申出があったとき(条例第52条)
- ・個人情報の保護に関する重要な事項について、市から諮問を受けたとき(条例第58条)

答申を交付する案件は、市民からの是正の申出がなされた場合、重大な個人情報の漏えい事故が発生して再発防止策について意見を聴く場合、法律が制定又は改正されたことに伴い条例を改正する必要が生じ改正案について意見を聴く場合など、外的な要因により突発的に生じます(予測困難)。

答申を交付する案件が発生した場合、事務局が答申のたたき台を作成して、当該たたき台について会長(弁護士)に審議会前に別途で時間(1～2時間程度)をいただいて内容を事前に御覧いただき法的検討及び文言添削をしていただいています。

その後、審議会当日において当該たたき台について各委員から意見をいただき、後日、その意見を踏まえて答申の修正版を事務局で作成します。当該修正版についても、会長に審議会前に別途で時間(1～2時間程度)をいただいて内容を事前に御覧いただき法的検討及び文言添削をしていただいています。

その後、審議会当日において当該修正版について各委員の承認を得られれば確定しますが、細かな文言修正については会長に一任していただき、事務局と会長で最終チェックを行います。

その後、審議会とは別日程(※都度、会長と調整)で、会長のみご来庁いただき、答申を実施機関に手交する手交式(30分程度)を行います。

手交式の後、答申作成の謝金として、1件あたり20,000円を会長に支出しています。

【支出科目】一般会計歳出第3款1項1目 市民総務費
(事業コード 13-1-1-01 個人情報保護推進事業)
第8節 報償費 08(01)
支払調書にて支払い

<答申の実績(過去5年)>

令和元年度： 1件(是正の申出についての答申)

平成30年度： なし

平成29年度： 2件(マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策についての答申、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正についての答申)

平成28年度： 4件(是正の申出についての答申)

平成27年度： 1件(社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する条例の整備について)

※参考 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/kyosei-kanso/icho/hogo/hososhincikai/shinsaikaitoshin.html>

4 審査会報酬（給料）とした場合の重複支給のこと

住民監査請求の事実証明書にも記載したが、審査会活動の成果物は、市民からの審査請求に対する実施機関の補助機関たる処分担当課からの諮問或いは市長等からの諮問を受けることで審査会の主宰者が会議を始動させ、合議による調査審議を経て答申書なる書面作成し、それを実施機関に交付、手交することが審査会の役目であり、それをもって対応事案の終結である。

従って、合議で結審しているものに、会長或いは部会長が単独で、事務局たる市民情報課職員と一部を修正作業をすることは、あるべきではなく、それを勤務日と称して審査会開催と同じ報酬（給料）を支払うことは、不当である。

会長、部会長には報酬（給料）として他の委員より5,000円多い35,000円が、その労力分として上乘せされている。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

横浜市情報公開・個人情報保護審査会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（PDF：344KB）第22条の規定に基づき設置された市長の附属機関です。

その機能は、実施機関（市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人）からの、情報公開や個人情報の本人開示請求に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問並びに情報公開に関する事項についての諮問に応じて調査審議し、その結果を当該実施機関に答申します。（第22条第1項）

また、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べます。（第22条第2項）

調査審議のため、第一から第四部会及び制度運用調査部会の5つの部会（令和3年10月現在）を設置しています。（第23条）

第2 結語

見解書は、請求人の主張に対して、この見解書はあたらない。

横浜市監査委員は地方自治法第199条第8項を直ちに行使し、監査対象局関係人及び監査対象人 ■■■■、■■■■、■■■■ の出頭を求め、事実検証及び真正に評価をすることを求める。

本件請求は、理由があり職員措置について勧告することを求める。

地方自治法第199条第8項（抜粋）

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。